

質疑要旨 新型コロナウイルス感染症への対応で学んだことや見えてきた課題、国や県との連携等での問題点は。また、稲村市政3期目の計画・方針への影響はあるか。この一年の感染症への総括とともにお答えを。

答弁要旨

昨年3月10日に本市で初めての新型コロナウイルス感染者が確認されてから1年が経過しようとしています。

感染拡大については、まだまだ流動的な状況であり、
総括ができる状況には まだ早いと考えています、本市は、新型コロナウイルス感染症の発生当初から、保健所と衛生研究所の両方を持つ強みを活かした感染拡大の防止や国制度が行き渡るまでの「緊急つなぎ資金」など、市民のセーフティネットの機能を果たす取組を可能な限り速やかに実施してきました。

そうしたなか、今回のような緊急事態に迅速に対応していくためには、臨機応変な人員体制の整備や弾力性のある財政基盤の確立などについて、平常時からしっかりと進めておくことが重要であると、改めて、強く認識したところです。

(次ページへ続く)

国や県との関係については、例えば、感染者情報についての公表基準が県と市で異なるなど、調整が難しかった点もありますが、基本的に、本市は中核市として、保健所を運営する県と同様に最前線で感染症への対応にあたってきたため、

主体的な取組が可能でした。

現在も、速やかなワクチン接種の実施に向け、日々刻々と状況が変わる中で、数多くの調整を行っているところですが、今後とも、本市の強みや特長を踏まえ、他都市や県とも連携しながら、取組を進めます。

私は、かねてより「課題先進都市」である尼崎市から、「課題『解決』先進都市」を目指していこうと訴えてきました。市民・事業者の皆様と進めてきた取組が、いま、少しずつ実を結びつつあります。

新型コロナウイルス感染症の影響は決して小さなものではありませんが、ウィズコロナ・ポストコロナ社会を見据えつつ、長年の総合的な取組によるまちの改善傾向をしっかりとした流れにするために、公約に掲げた目標に向けた歩みを緩めることなく、今後も引き続き全力で取り組んでまいります。

(以上)

質疑要旨 感染症法が改正され、入院や疫学調査を拒否した者に対して過料規定が設けられたが、その手続きはどこの課が担当するのか。また、今の人員配置や組織で問題ないのか。

答弁要旨

感染症法が改正され、入院や疫学調査を拒否した者に対する罰則規定が新たに設けられました。過料を科すためには事実関係を明らかにし、裁判所へ通知する必要があることから、担当は、入院調整や疫学調査を行っている感染症対策担当が担うこととなります。

また、入院や疫学調査を拒否する者の人数や内容にもよりますが、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえると、現在の組織体制でひとまずは対応可能ではないかと考えております。

以上

質疑要旨 明石市は原則として入院や疫学調査を拒否した者への罰則の適用を求めない方針を明らかにしているが、尼崎市はどのような方針で対応するのか。

答弁要旨

明石市

のご紹介がありました。

本市においては、周囲の方の感染リスクや感染不安を考慮したとき、入院や疫学調査を拒否した者への罰則規定をあらゆる場合に、完全に否定するまでの考えには立っておりません。

しかしながら、感染症法の基本理念は、人権を尊重しつつ、良質かつ適切な医療を提供することであり、違反者への罰則の適用については慎重に判断すべきものと考えております。

入院勧告や疫学調査に応じない者への丁寧な説明を十分に尽くすことで、対象者の理解・協力を得ていくことを大原則として、引き続き、感染予防対策に全力を尽くしてまいります。

以上

質疑要旨 「あまがさき新型コロナウイルス感染症対策
みんなで応援寄附金」の基金の取扱いについて、寄附の
再開を行わない理由と次年度基金の運営計画は。

答弁要旨

当該基金は、感染リスクを抱えながら、最前線で奮闘
する

医療機関や福祉施設等で従事する方々への
応援などに活用することを目的として設置し、いただいた
寄附については、医療機関や福祉施設等へ配布するマ
スクや防護服といった衛生用品の購入、及び新型コロナ
ウイルス感染拡大の影響により困っている方を支援する
市民活動団体への応援に、令和3年2月末現在で、
合わせて約1,800万円を活用させていただいております。

医療従事者等への支援については、適宜、国から医
療機関に対してマスクや消毒液等を配布する仕組みが
確立されており衛生用品が充足する状況にあること、ま
た、国や県からの交付金を活用して行える範囲が当初
よりも大幅に拡充されてきていることなどを勘案し、新た
な寄附受付を積極的には行わなかったものでございま
す。

(次ページへ続く)

また、令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や、医療機関や福祉施設等で従事される方々のニーズ等について把握しながら、現在ある基金残高 約 1,500 万円 を迅速かつ柔軟に活用してまいりたいと考えています。

以上

質疑要旨 令和3年度に施設別セグメント分析を行うのか。どういった目的でどのような分析を行うのか。また、これ以外の活用は考えているか。なぜ市全体の財務諸表を、費用を掛けて毎年作成するのか。

答弁要旨

財務書類を作成する目的は、1点目に「財務情報をわかりやすく開示することで説明責任の履行を果たすこと」、2点目に、「財政運営や政策形成を行う上での基礎資料等に活用することで財政の効率化や適正化に資すること」とされており、平成27年に全国統一的な基準が示されたことを受け、本市においても、平成28年度決算からこの基準に基づいて作成し、ホームページで公表しています。

(次ページへ続く)

これら財務書類の活用については、住民一人当たりの資産額や負債額、行政コスト等を類似の中核市と比較して分析を行ってきたほか、平成30年度決算から、将来負担比率と、資産の減耗の度合いを測る指標である「有形固定資産減価償却率」を類似の中核市と比較することで、本市の将来負担と公共施設の適正量の目指すべき方向性を、市民の皆様にできるだけわかりやすく、明示してきたところです。

お尋ねの、施設別セグメント分析については、令和3年度中に実施する予定としており、各施設のフルコスト情報等を横並びで比較することにより、コストの見える化を図るとともに、維持管理経費の削減や利用率の向上に向けた個別の取組みなどを検討していきたいと考えています。

以上

質疑要旨 行政評価体系をブラッシュアップするためにも財務諸表を活用しなければ現状以上の評価は難しいと考えるがどうか。また、財務諸表の潜在的な活用方法は何があるか。

答弁要旨

本市の行政評価である施策評価については、より効果的・効率的な手法を種々検討した中で、現行の総合計画の策定に合わせ、複数の事務事業の目的である「施策」という一段上位の括りから俯瞰的な視点で事務事業の重複度合いや優先度を評価する手法として実施しているところです。

その基礎資料として作成している事務事業シートについては、フルコストでの作成はしてありませんが、各事業費に加え、人件費や財源を含めて作成することで、事業の費用対効果を意識した振り返りを行っています。

(次ページへ続く)

また、財務^{諸表}の活用方法につきましては、一般的には、公共施設マネジメントや組織マネジメントなどに活用することが考えられますが、先ほどご答弁申し上げましたとおり、本市ではまず、施設別のセグメント分析を実施し、維持管理経費の削減や利用率の向上に向けた個別の取組みなどを検討していきたいと考えております。

以上

質疑要旨 内部統制体制の方針について、いつ、どのような形で表明するのか。また、その方針を、誰が、どの部署が責任をもって具現化し、執行するのか。

また、平成29年度から監査委員から指摘されているにもかかわらず、具体的な行動をとられなかった理由は。

答弁要旨

地方自治法上の内部統制における方針は、主として、財務に関する事務の管理と執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保することを目指して策定するものとされておりますが、本市におきましては、財務に関する事務にこだわることなく、これまでの本市の様々な取組にリンクした形での内部統制を進めていくことにしたいと考えております。

(次ページへ続く)

現在、取組途上にあるものも取り込んで全体の内部統制制度を構築していくことを前提に、形式的なものではなく、実を伴うものとして表明したいと考えておりますことから、一定の時間を要しておりますが、令和3年度中には表明できるようにしたいと考えております。

また、内部統制の執行については、私の主導のもとに、総務局がその中心を担う予定ですが、内部統制制度にリンクされる取組が多岐にわたることや、推進と評価のあり方など、まだ検討途上な点もありますので、推進体制についても、方針と合わせて詳細を整理したいと考えております。

いずれにしても、精緻な仕組みはつくったものの、それらがまたぞろ、職員の作業量と負担感の増加につながり、結局は実質的な効果をもたらさないといったことは避けなければなりません。また、監査からも重要との指摘を受けている統制環境、すなわち職員の意識改革と行動変容に向けた研修や取組も充実を図っていかねなければなりません。

(次ページへ続く)

そのような全体像を整理しお示しするにあたっては、
ちょうど、その構成要素になるような制度の構築に優先
的に取り組んでいることもあつて時間を^{要して} いる
わけですが、内部統制制度が本市の行政運営に有益で、
かつ、効果的な手法で実施できるよう、鋭意取組を進め
てまいります。

以 上

質疑要旨 内部統制制度が確立していないなか、内部統制制度のモニタリング機能をどのように確立していくのか。また、現在は、モニタリングについてどのように対応しているのか。

答弁要旨

内部統制制度の対象とするリスクは多様であり、モニタリングすべきテーマも複数存在します。だからこそ、それらの中身を具体化している途上であること、それらに屋上屋を重ねる形式的な内部統制制度ではなく、それらをパッケージとして見える化し、実のある内部統制制度として外部からのチェックを受けやすくするべく、取り組んでいる最中である旨、繰り返し答弁しているところです。

直近では、令和2年に環境マネジメントシステムと、指定管理者制度のモニタリング制度を改訂したところですが、とりわけ、現在重点的に取り組んでおり、まだ構築中なのが、アウトソーシングの検証を行う上でのモニタリング制度です。業務執行体制の見直しの一環として実施する体制を整えようとしているところです。

(次ページへ続く)

また、こうしたことをうまく機能させるためには、職員一人ひとりの力量を向上させていく必要があることから、テーマごとの研修はもとより、職員としての基礎的知識等の醸成にも力を入れてまいりたいと考えております。

以 上

質疑要旨 現在の施策評価等は分かりにくく的確でない内容が見受けられるとの監査からの指摘について、どのように認識しているか。また具体的にどのように対応するのか。

答弁要旨

令和元年度の財務・行政監査においては、施策評価や事務事業評価などの行政評価を有効に機能させるためには、目的の明確化と適切な目標指標の設定が不可欠であるなか、その評価指標や目標設定が的確でない事例が見受けられるとの指摘を受けたところです。

施策評価を中心とした本市の行政評価につきましては、指摘を受けました適切な目標指標の設定はもとより、施策評価と事務事業シートの連携強化、また施策間連携を意識した振り返りなど、これまでも精度の向上に取り組んでいるところです。

今後も、評価手法そのものの改善に継続して取り組んでいくとともに、研修やヒアリング等を通じて、役職者のみならず担当職員一人一人が行政評価の主旨を理解し、意識とスキルを高めていけるよう取り組み、目標指標の設定をはじめ記載内容の向上に努めてまいります。

以上

質疑要旨 ファミリー世帯の転入・定住の促進を最重要課題に位置付けている意図は。促進によるメリットや促進した先の未来像、定住に繋がる施策、転入を促進するための施策は。また、転入を促進するための令和3年度の新たな取組はどのようなものがあるか。転入・定住を促進するため、特にどの施策や要素に大きな力を注ぎ、公約を達成しようとしているのか。

答弁要旨

ファミリー世帯の定住・転入については、平成25年度を初年度とする行財政改革計画「あまがさき未来へつなぐプロジェクト」において、少子化、高齢化が進む中、労働力人口を増やし、人口構成をバランスのとれたものにする事で、税源の涵養など安定した行財政基盤を確立するといった考え方のもと、現役世代の定住・転入を取組の柱としたことが根源となっているものです。

(次ページに続く)

そして、平成27年の尼崎版総合戦略の策定の際に行ったアンケート結果では、ファミリー世帯の転出の要因は、治安やマナー、環境、教育といった本市のさまざまな課題が凝縮されたものとなっており、それらの課題解決に取り組むことが本市にとって最優先で改めて総合戦略の3つの基本目標の一つに掲げ、これまで様々な取組を総合的に進めてきました。

お尋ねの定住促進と転入促進に向けた取組については、基本的に一体不可分の関係にあるものと考えております。また、特定の事業により効果が出るものではなく、総合的に進めていくことが必要であると認識しており、アンケート調査における居住意向の結果なども踏まえ、より効果が見込まれる施策を見極め、選択と集中を基本に取組を進めていく必要があります。

(次ページに続く)

あり、また課題を全体的に評価する
総合指標としても適切ではない
という考え方のせいで、

本市では、これまでの総合的な取組の結果、まちのイメージは向上し、人口動態も平成 28 年から 5 年連続で転入超過となるなど改善の兆しが継続する一方、ファミリー世帯の転出超過数につきましては、転出世帯数は調査開始以来6年連続で減少しており、改善傾向がみられるものの、大規模住宅開発の収束の影響などにより転入世帯数が減少したため、やや悪化しており、依然として転出超過が続いています。

そうしたことから、「自分らしい住まい・住まい方が見つかるまち」として本市の多様な住宅地の特徴をブランディングし、まちの魅力として発信していくことで、ファミリー世帯向けの良好な住宅が供給されるまちづくりについても進めていく必要があると考えております。

令和3年度につきましては、主要事業のポイントとしてお示しましたように、新たに「住環境の向上と魅力発信に資する取組」を重点化項目の一つに掲げ、定住・転入促進情報発信サイト「尼ノ國」における発信強化や、阪急塚口駅南側駅前広場の整備による、居心地よく魅力的な空間の創出などに取り組んでまいります。(次ページに続く)

引き続き、待機児童対策や学力向上などの「教育・子ども」施策に取り組むことに加え、本市が評価をされている「利便性」を活かし、「住環境の向上と魅力発信」に重点的に取り組むことで、市外からのファミリー世帯の転入を促進するとともに、本市を選んでいただいた若い世代の方々が、家庭を持ち、子どもを授かり、「ファミリー世帯」となってからも住み続けていただけるまちづくりを目指します。

以上

質疑要旨 市内外に対して「尼崎の教育・学力は低い」というイメージを払拭するため、これまでどのような取り組みを行ってきたか。また、令和3年度はどのような情報発信をする予定か。

答弁要旨

ファミリー世帯の定住・転入促進にあたっては、教育の取組に関する情報発信は重要であると認識し、様々な改善が進む本市教育の現状の発信に努めてきたところです。

「全国学力・学習状況調査」の結果については、市報や市ホームページにも掲載しておりますが、その数値的な結果だけでなく、市内の各学校の様子や実際に行われている学力向上の取組など本市の教育全般について分かりやすく発信していくことが必要であることから、これまでも各種の取組を進めてきました。

(次ページへ続く)

市報あまがさきにおいては、^{うらびょうし}裏表紙に「あまがさきスクールライフ」を連載し、市内の公立小中高を毎月1校ずつ取り上げて紹介するとともに、昨年度は学力向上の取組を中心に本市の教育についての特集記事を掲載しました。また、定住・転入促進情報発信サイト「尼ノ國」でも、放課後^{学習}学習や小学校での外国語学習、ICTを取り入れた新しい^{学習}などについて動画とともに発信しています。

加えて、私の毎月の定例記者会見において、これまでから機会があるごとに教育の取組についても取り上げており、昨年も、緊急事態宣言による学校の臨時休業期間延長に伴うオンライン学習支援システム(スタディサプリ)の導入の際に、その発信を行いました。

こうした取組を進めてきたところですが、今後も教育委員会と連携し、ファミリー世帯の方にしっかり情報が届くよう、発信媒体や発信内容をさらに工夫し、本市教育の魅力の発信に引き続き積極的に取り組んでまいります。

以上

(教育長答弁)

光本議員 1016 作成部局 教育委員会 No.1
質疑要旨 いじめについての発生件数や解決方法等の
内容を公開してはどうか。

答弁要旨

いじめ防止対策推進法における「いじめ」の定義には、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持ち早い段階からの的確に対応し、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知するという目的がございます。

また、学校現場は子どもたちの集団生活を基本とするため、思いがけず発生する事案もあることから、いじめは「どの子にも、どの学校にも起こりうるものである」という共通認識のもと、全教職員がいじめの感度を向上させることができるよう指導を行っております。

そのような取組の成果として、現在、本市のいじめの認知件数につきましては、増加傾向にあります。

(次ページへ続く)

一方、いじめの解消要件としては、「いじめ行為がやんでいる状態が3か月継続」「被害者が心身の苦痛を受けていない」という2つの条件が必要になり、丁寧な見守りを一定期間継続する必要があります。したがって、各学校においては、いじめの解消数を増やすこと以上に丁寧な見守りを継続することに重きをおいた対応を行っております。

なお、本市の「いじめ問題対策連絡協議会」では、いじめの認知状況をホームページに掲載するとともに、「いじめ問題の未然防止・早期発見のためにできそうな取組」について協議会が議論した内容についても掲載しております。今後も、市民へのいじめ対応に係る理解促進にむけ、ネットいじめやネットトラブル防止に向けた取組等に関する情報を積極的に発信してまいりたいと考えており、先頃も「情報モラル教育に係るアンケート結果及び今後の対応について」公表いたしましたところでございます。

以上

(教育長答弁)

光本議員 1017 作成部局 教育委員会 No.1

質疑要旨 35人学級に編成することにより、教室不足が生じ、施設整備が必要になるか。また、全国に先駆けて小学校5・6年生の35人学級編制を行う考えはあるか。

答弁要旨

35人学級の編成に伴う教室については、一部の学校においてマンションの建造等により学級数が増加傾向にあり、35人学級実施による学級数増加と相まって、教室が不足することも想定されることから、その推移をしっかりと見極めた上で、施設整備等の対応を検討していく必要があると考えております。

(次ページへ続く)

また、兵庫県では令和6年度から小学校5年生、令和7年度から小学校6年生の35人学級が予定されておりますが、本市独自で前倒しで実現をした場合、その採用は、全て臨時講師にならざるを得ないこと、令和6年度以降県費教職員が^{追加的に}配置された場合のこれら臨時講師の処遇の在り方など、慎重に検討すべき点もあり、現時点での前倒しの実現は考えておりません。

以上

(教育長答弁)

光本議員 1018 作成部局 教育委員会 No.1

質疑要旨 全国で35人学級編制が進むことで、「尼崎の学力」はどのようになるとお考えか。また、全国に先駆けて小学2～4年生を35人学級編制にしているアドバンテージをどのように活かして、「尼崎の学力」を上位に押し上げて行く計画なのか。

答弁要旨

全国で、来年度より35人学級編制が進んでまいりますが、すでに兵庫県以外の自治体においても、独自の施策として少人数学級を実施している 地域が多数 あり、全国学力・学習状況調査において、直ちに大きな影響が出てくるとは考えておりません。

(次ページへ続く)

次に、これまで全国に先駆けて、兵庫県が実施してきた小学2～4年生の35人学級編制は、一人ひとりの児童と関わることができる優位性から、確実な知識の習得や個性の伸長、基本的な生活習慣の確立につながっていると考えております。また、本市の取組である、学力定着支援事業や帯学習、放課後学習等を通してのきめ細やかな指導により、基礎学力の定着が進んでいるものと考えております。

これらの取組により、全国学力・学習状況調査では、ここ数年「尼崎の学力はほぼ全国平均」という状況でございますが、本市の小学1年生～中学2年生を対象に実施しているあまっ子ステップ・アップ調査の過去2年間の結果を見ますと、全体的に見て、尼崎市の小学校の学力は、なお向上していることが数値として表れております。

今後につきましても、様々な学力向上事業に取り組み、子どもたち一人一人の成長を支援するとともに、学ぶ意義や重要性を伝える中で、全国平均突破を目指してまいります。

(以上)

(教育長答弁)

光本議員 1019 作成部局 教育委員会 No.1

質疑要旨 中学校の35人学級における効果と課題について、どのようにお考えか。また、課題をどのように解決しようとお考えか。尼崎市において、中学1年生に35人学級を導入する考えはあるか。

答弁要旨

中学1年生の35人学級における効果としましては、特に中学進学時の学習内容の急激な変化に対し、一人ひとりへのきめ細やかな学習指導が可能となる中、小学校からの生活の変化に馴染めないことから起こるいじめや不登校等への丁寧な支援にもつながるものと考えております。その実現に向けては、学級数の増による教員の人数や教室の確保等の課題があると認識していることから、市単独で行うことは困難であると考えております。

(次ページへ続く)

市としましては、令和2年10月13日に兵庫県知事
に対して、国の基礎定数の改善を前提とした小中学校
における少人数学級の実現に向けた国への働きかけ
について、県政要望項目の一つとして提出しておりま
す。

また、子ども達の学びと育ちのために、きめ細やか
な指導・支援は重要であると考えており、本市としまし
ても、学習支援員やそだち指導補助員、スクールサポ
ートスタッフ等の人的配置を^{独自に}行いながら、生徒に係る
支援の充実に向けた取組を進めてまいります。

以上

(教育長答弁)

光本議員 1020 作成部局 教育委員会 No.1

質疑要旨 本市の市立高等学校における普通科の再編
予定は。また、そのメリットや効果、課題とその
解決に係る見解は。

答弁要旨

高等学校には、制度的には、「普通教育を主とする学科」、「専門教育を主とする学科」、いわゆる「総合学科」の3つの区分があり、現在、「専門教育を主とする学科」は、工業学科や商業学科、水産学科など多くの選択肢がある一方、「普通教育を主とする学科」は「普通科」しか存在しない現状の中で、高校進学率99%となっていることを踏まえ、多様性への対応の観点から、「普通教育を主とする学科」として、普通科に加え、特色化を図った学科を設置できるようにする方向で、今年1月の中央教育審議会が答申したものと認識しております。

(次ページへ続く)

今後、文科者において、

かなたれるものと思ひまかり、

No.2

制度改正

「普通

科」そのものがなくなることではないため、設置者から見れば、学科設置の選択肢が増えるということとなり、今回の制度改正がすなわち、全国の各校の普通科再編につながるものではないものと理解しております。

「普通科」には、7割以上の生徒が通っておりますが、この「普通科」が多様化されれば、生徒にとって選択肢が増えるというメリットがあり、また、高校の特色化がさらに進むものと予想されますが、一方で、大学入試が変わらなければ、

高校の普通科の多様化の意義はあまりないものと
考えております。

(次ページへ続く)

現在、尼崎双星高校や琴ノ浦高校では、「普通科」の中で「音楽類型」や「商業系列」など、一定の専門性も学べるような柔軟なカリキュラム編成としており、
既に特色化が図られている側面もあることから、今回の制度改正を踏まえた効果等をよく見極めながら、今後の「普通科」の在り方を検討していく必要があると考えています。

以上

(教育長答弁)

光本議員 1021 作成部局 教育委員会 No.1

質疑要旨 尼崎市版 GIGA スクール(AGS)で、本市の児童生徒の成長や学力は、未来の展望も含めてどのようになるのか。

答弁要旨

子ども達は、ICT機器を活用して主体的に様々な情報を収集・整理・分析し、その結果をグループ内で協働学習することで情報活用能力や課題解決力を身に付けることができます。その際、今まで自分の意見や感想を発表することが不得意であった子どもは、授業支援アプリを介して自分の意見などをクラス全体で共有することができるようになり、より積極的に授業に参加するようになります。

また、教員が授業において一人一人の学習の進捗状況を可視化することもでき、個別対応で一人一人の子どもをフォローすることが可能となるため、きめ細やかな指導が可能となります。さらには、病気などの事情で通学できない子どもに対しても、その子どもに適したやり方で学習の機会を確保していくことが可能となっています。

(次ページへ続く)

子ども達一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育を進めるため、ICTを日常的に活用して、学校が「新しい時代に必要となる資質・能力」、すなわち変化が激しく予測不可能な社会において、自ら未来をたくましく切り拓いていく主体性や豊かな創造性を育成する場となるよう、尼崎市版 GIGA スクール構想の実現に向けて取組みを進めてまいります。

以上

(教育長答弁)

光本議員 1022 作成部局 教育委員会 No.1

質疑要旨 通信回線は無料にすべきではないか。特に、生活困窮世帯や低所得世帯への助成は行うべきではないか。払えなくなった場合の特例はあるのか。

答弁要旨

通信回線の助成について、生活保護世帯につきましては、昨年5月の厚生労働省通知により、生活保護費の中の教育扶助又は生業扶助における「教材代」としての通信費の支給が可能であることが明確化されたところです。

これに加え、教育振興の観点から、市として、生活困窮世帯等に対する通信費の助成を行うことは、その助成が現金給付にならざるを得ず、一方で、各ご家庭のネットワーク環境が、子どもの学習用だけとは限らないことを踏まえ、現時点では難しいものと考えております。

また、特別料金プランを契約後、料金を払えなくなった場合の、支払い猶予等特例措置はございません。

(次ページに続く)

なお、ネットワーク環境が整っていないことで家庭学習に支障が出る児童生徒につきましては、放課後や長期休業期間中に学校の教室を開放するなどの対策を講じてまいります。

以上

質疑要旨 乳幼児医療費助成を拡充する考えはあるか。
ない場合、他にどのような行政サービスを優先するの
か。

答弁要旨

子どもの医療費助成については、限られた財源の中で、持続可能な制度として運用していくことを視野に入れ、令和元年7月に、就学前^{の子とそ}に係る所得制限を撤廃するといった拡充を行ったところですが、今後も収支の状況を見据える中で持続可能な制度として研究を続けてまいります。

ご指摘の令和元年度に行った転出又は転入されたファミリー世帯等へのアンケート調査結果では、居住地を決めるにあたって、決め手になった行政サービス等があると回答した方のうち、「乳幼児医療等の助成金額や助成期間」と答えられた方の割合が高くなっておりませんが、それは、転出された世帯だけでなく本市への転入世帯でも同様に高い割合となっています。

(次ページに続く)

ファミリー世帯の定住・転入の促進にあたっては、子どもの医療費助成という特定の事業だけで効果が得られるとは考えておらず、引き続き教育や子育て支援をはじめ、環境、治安やマナーなど、多角的・総合的に取組を進めていく必要があると考えております。

そうしたことに加え、令和 3 年度に向けましては、昨年策定しました「尼崎市住まいと暮らしのための計画」を踏まえ、ファミリー世帯を中心とした市外からの転入を促進するために、これまでの取組により変貌しつつある本市の姿、そして住宅地としての本市の魅力を市内外に効果的に発信するとともに、実際に、良好な住宅が供給されるようなまちづくりを進めるべく、取組を進めてまいります。

以上

質疑要旨 乳幼児医療費等の助成金額や助成期間の

拡充が難しければ、せめて小児インフルエンザ予防接種の費用助成を行ってはどうか。

答弁要旨

議員ご提案の、小児インフルエンザ予防接種費用の助成について、^(例えば)神戸市のように1～12歳まで、1回2000円の補助を行った場合、本市の負担は約8600万円となり、仮にこの財源が継続的に確保できるのであれば、インフルエンザ予防に限定することなく、乳幼児医療制度の一定の拡充策への充当も視野に入ることになります。

いずれにいたしましても、乳幼児医療制度の拡充も含め、ファミリー世帯の転入・定住にとって何が有効策であるかについては、収支の状況等も見通す中で、持続可能な制度として引き続き検討を進めてまいります。 以上

質疑要旨 昨年4月時点の待機児童数は全国ワースト5位だがどう思うか。ファミリー世帯の転入・定住施策よりも先に待機児童解消に全力を注ぐべきでは。

答弁要旨

これまでから保育施設の新設や既存施設の定員の弾力化など保育の量の確保に取り組んでおりますが、保育を利用しながら就労と子育てを両立するといった子育て家庭のライフスタイルの変化が進むなど、ここ数年の保育ニーズは大幅に上昇し、昨年度から実施した保育の無償化の影響や既存施設の定員の弾力化が想定を下回ったことなどから、昨年4月の待機児童数は236人となりました。

保育施設の利用希望があるにも関わらず、結果として入所がかなわなかった方が多くいることから、さらなる対策が必要であると改めて認識したところです。

(次ページに続く)

待機児童の解消がファミリー世帯の転入・定住につながる施策の一つであることも踏まえ、これまでも保育の量確保事業を子ども・子育て支援施策の中でも重点事業に位置付けし、取り組んでまいりました。

令和3年度については、保育ニーズが高い地域において保育所の新設等を行うとともに、定員の弾力化を活用した受入枠の拡充を図るため、保育士の確保・離職防止のための施策を行うなど、早期の待機児童解消に向けて、さらなる取組を強化してまいります。

以上

光本議員 1026 作成部局 こども青少年局 No.1

質疑要旨 保育士確保で他都市にはない独自の取組は。

他都市以上に働きやすい環境か。市内保育所への就職の呼びかけと待機児童の早期解消への決意は。

答弁要旨

これまでから、保育士の確保や離職防止のために、様々な補助制度や市独自の新卒保育士就労支援事業、奨学金返済支援事業などに取組むとともに、ハローワークによる就労相談や希望園の見学につなぐことも想定した保育士就職フェアなどの取組を行ってまいりました。

加えて、令和3年度からは市直営の保育士・保育所支援センターを設置し、専門のコーディネーターが、利用される保育士の方の気持ちに寄り添いながら、希望の働き方や勤務条件等を丁寧にお聴きし、保育士と保育所のマッチング支援や就労中の保育士からの相談対応を行うなど、働きやすい環境を構築していきます。

(次ページに続く)

また、多くの保育士が市内の保育施設に就職していただくには、保育士養成校との更なる関係強化が必要であるため、私自身が率先して養成校に働きかけていく^{等取り組みを}進めていきたいと考えています。

さらには、保育現場の魅力はもとより、尼崎というまちが交通も便利で物価も比較的安く、住みやすいまちであるという点も説明し、一人でも多くの保育士の皆さんに、市全体の魅力をアピールしていきたいと思えます。

以上

質疑要旨 児童ホームの待機児童対策について、どのように進めていくのか。

答弁要旨

児童ホームの職員確保にあたっては、市ホームページやハローワークにおいて募集するとともに、職員が知人に声掛けをすることも行っている中、今年度は新たに新聞折り込みのチラシで募集を行ったところです。

引き続き、職員の確保に向けて様々な取組を行うとともに、シルバー人材センターの活用も検討して参ります。

また、余裕教室の確保にあたっては、教育委員会と連携し、児童数の将来推計を見ながら、老朽化した児童ホームの環境改善を図るため、今年度は、4校で教室へ移転するとともに、待機児童対策として、1校で教室を活用した定員拡大を実施しました。

(次ページに続く)

今後とも教育委員会と連携を図りながら、余裕教室の活用について取組むとともに、児童ホームとこどもクラブのあり方に加え、民間児童ホームの受け入れ促進などについても検討するなど、待機児童の解消に努めて参ります。

以 上

(市長答弁)

光本議員 1028

作成部局 教育委員会 No.1

質疑要旨 中学校給食の開始は、ファミリー世帯の転入・定住に繋がると考えるか。また、周辺自治体にはない工夫や特長は。

答弁要旨

中学校給食を提供することは、子育て家庭への負担が軽減し、子育て環境が充実することから、ファミリー世帯の転入・定住にも繋がるものと考えています。

また、現在、本市の小学校給食は、化学調味料を使用せず、一から出汁をとり、素材の持ち味を活かした給食を提供しており、保護者や子ども達からご好評をいただいているところです。

中学校給食の実施につきましては、こうした小学校給食での取組みを活かすとともに、本市の学校給食センターには、他都市での導入事例が少ない炊飯設備を設置することを予定しており、通常の米飯に加え、混ぜご飯や炊き込みご飯などの多彩な米飯メニューの提供が可能となります。

(次ページへ続く)

また最新の専用設備により生野菜の提供も可能となっています。

中学校給食におきましても「安全安心なおいしい給食」の提供ができるように体制の充実を図るなど、教育委員会とともに取組んでまいります。

以 上

(市長答弁)

光本議員 1029 作成部局 教育委員会 No.1

質疑要旨 中学校給食の開始をきっかけに、市内産食材の活用を市の方針とすることについてどうか。

答弁要旨

学校給食における市内産食材の使用につきましては、食育面や郷土への親しみなど、教育的効果が高いものであることから、毎年、機会あるごとに小松菜や田能の里芋など、市内産食材の使用回数の増加に努めているところであり、事実上、市として市内産食材の積極的な活用を進めているところです。

一方で、学校給食における調達条件としては、安定的に必要な数量が確保できることや、大きさや品質など大量調理に適した統一的な規格、限られた学校給食費の範囲内での調達が求められます。

また、市内の農家を含む生産者サイドにおいては、学校給食での使用に必要な数量や品質の確保、再生産可能な価格での販売等が必要となるものですが、市内の農家では、高齢化や後継者不足、生産緑地制度及び税制などの課題があります。

(次項に続く)

このため、市内産食材の使用は、限られた範囲内のものとならざるをえず、方針を書面化し、詳細を定めるにはいたっておりませんが、学校給食における市内産食材の活用につきましては、新たに中学校給食が開始されることから、小・中学校における使用状況や市内産食材の生産・流通状況などを把握するとともに、市内の農家等との意見交換など通じて、引き続き、どのような工夫ができるのか前向きに検討し、取組状況を発信できるようにしていきたいと考えております。

以 上

質疑要旨 尼崎市住まいと暮らしのための計画の中で「本市が考える良好な住宅」とは、どのような住宅を指すのか。現実的に住宅地の特性が定住・転入に繋がると考えているのか。また、尼崎市と他都市での暮らしぶりの良いところの決定的な違いは何か。

答弁要旨

尼崎市住まいと暮らしのための計画の中の「良好な住宅」という表現につきましては、「誰もが安全に安心して住み続けられる持続性のある住宅」を指しております。

次に、ファミリー世帯の定住・転入にあたり、自分らしい暮らし方を実現するうえでは、地域コミュニティを含む周辺環境も大切であると考えており、本計画に沿って、地域の特性に応じた子どもたちの居場所や子育て世帯の交流の場などの子育て世帯の生活環境を重視した民間プロジェクトの誘導や、地域の魅力を高める地域主体の様々な取組への支援も進めていくことで、ファミリー世帯の定住・転入につながるものと考えております。

(次ページへ続く)

最後に、本市と他都市での暮らしぶりの良いところの違いにつきましても、近年ライフスタイルが多様化するなかで、住まい方も多様化してきており、本市は利便性の高い立地でありながら、市域に様々な住宅地があることで、多様なニーズに対応する暮らしができる素地があると考えており、このような個性豊かで多様な住宅地を持つ本市ならではの地域特性を活かしたブランディングと本市の魅力の発信により、ファミリー世帯の定住・転入につなげていきたいと考えております。

以上

質疑要旨 ファミリー世帯の転入・定住の促進に際し、学校の教室不足等が生じないように計画が立てられ、市内連携がなされているのか。

答弁要旨

本市におきましては、学校の教育環境保全のために住宅開発を抑制する計画は策定しておりませんが、ご質問にあるようなマンション開発などにより、学校の教室不足等、教育環境への影響が生じないよう、事前に市内連携を図っております。

また、ZUTTO CITY 等の大規模な土地利用転換が図られる際には、副市長を会長とした「尼崎市土地利用に関する検討会議」を設置し、関係部局で情報を共有するなかで、同様に市内連携を図っているところです。

以上

質疑要旨 老朽危険空家の解決の目途と、解体後の活用について明確なビジョン、何年も辛抱している近隣への声掛けについて、市長の見解を伺いたい。

答弁要旨

老朽危険空家の解決の目途につきましては、平成 30 年 1 月に策定した尼崎市空家等対策計画において、当時 339 件あった C ランクの空家を令和 3 年度末までの 5 カ年で 200 件まで削減する目標を立てて取り組んでおり、令和 3 年 1 月時点では 247 件となっております。

老朽危険空家の解決のため、これまでも所有者に対し法や条例に基づく指導等を行うとともに、所有者自らの取組を促すため、専門家の活用支援等行ってまいりましたが、次年度からはこれに加え除却費用の補助を行うことで、より一層の解決を促進してまいります。

解体後の活用については、老朽住宅の建替えにより更新を行っていくことが、将来の持続的な住宅ストック構成を図るうえで重要と考えております。

(次ページへ続く)

一方、解決が進まない老朽危険空家がある事実は承知しており、課題だと認識しているため、令和元年度からは人員を増やして体制の強化を行っており、空家に関する市民の相談に対する解決率は、平成 30 年度末は 37.7%であったものが、令和3年1月時点で約 69%まで上昇しております。

解決に時間を要する老朽危険空家については、10 年、20 年と長期間放置されたことが解決を難しくしている要因でもあるため、今ある老朽危険空家の解決を行うだけでなく、今後新たに老朽危険空家を増加させないように、空家の発生抑制と適正管理の啓発にも注力して参ります。

こうしたことから、来年度には組織体制を強化し、危険度の高い空家の敷地にかかる固定資産税等の軽減措置を除外する取組を進めていきます。

危険な空家の改善に向けては、市民の皆様からの情報提供や地域のつながりから解決に至った事例もあることから、市民・事業者の皆様とともに、解決に取り組んでいきたいと考えております。 (以 上)

質疑要旨 発砲事件の本市への影響をどのように分析しているのか。治安やイメージを回復するため、事件後及び来年度に向けた取組はあるのか。それは、どのようなイメージを持ってもらうために行うのか。

答弁要旨

本市では、平成25年度から、まちのイメージ改善や、当時年間6,000件を超える街頭犯罪認知件数の削減を目的として、地域住民や警察等の関係機関と協力し、「まさに全力」で取組を行って参りました。

結果として、昨年の街頭犯罪認知件数は速報値では、取組前の約3分の1である2,293件で、過去最少の件数となりました。

また、令和元年度の市民意識調査では、1回目の発砲事件が発生した直後でしたが、市のイメージが「良くなった」との回答が、大幅に増加した平成30年度の調査結果をさらに上回る、6割近くを占めるまでになるなど、着実に成果をあげてきたところです。 (次ページへ続く)

そんななか、昨年11月に再び発生した暴力団による発砲事件につきましては、その影響を直接図るための調査は行っておりませんが、住みやすいまち・子どもを育てるまちを目指し取り組んでいる本市のイメージを今度こそ損なうことになったのではないかと危惧しています。

本市のイメージをさらに改善するためには、引き続き街頭犯罪防止に向けた取組を粘り強く行っていくとともにその成果をアピールすること、

緊急パトロールを実施するなど、市民にも本市の取組姿勢が見える対応を行うことが重要であると考えております。

このことから、今後少しでも本市のイメージが改善できるよう、あらゆる事態に対応可能な態勢を整えるとともに、犯罪件数のさらなる減少を目指し、全力で取り組んで参る所存です。

以上

質疑要旨 防犯カメラの空白エリアはあるのか。ある場合は、どのようにしていくのか。また、今後も現状で安全・安心を感じていただけると考えているのか。

答弁要旨

先ほども答弁いたしました。本市の街頭犯罪認知件数は取組前の約3分の1となり、市民意識調査では、市のイメージが「良くなった」との回答が、6割近くを占めるまでになるなど、本市のこれまでの取り組みは着実に成果を挙げているところでございます。

これまでも本市においては、街頭犯罪の発生状況に応じた効率的な対策を基本としており、昨年11月には、防犯事業に関する長年の経験や効果のある手法を基に、犯罪分析や緊急時の対応策を盛り込んだ「尼崎市防犯戦略」を策定し、これまで以上に総合的・戦略的な事業展開を行っているところでございます。

(次ページへ続く)

ご質問の可動式防犯カメラに関しては、これまで16台で運用し、ひったくりの発生する瞬間をとらえるなど、効果を上げており、先般、本市の取組に賛同いただいた市民の方から、防犯カメラ5台の寄付の申し出があったため、来年度からは、21台で運用してまいります。

今後は、少しでも本市の防犯事業に市民の皆様がご理解いただき、より安全・安心を^{実感し}ていただけるよう、「尼崎市防犯戦略」の公表を行うとともに、引き続き、総合的・戦略的な事業展開で犯罪件数のさらなる減少を目指してまいります。

以上

質疑要旨 本市のたばこ対策について、どのように評価
をしているか、意見を聞かせてほしい。

答弁要旨

本市はこれまで、議員ご指摘のように、様々なたばこ対策を進めてまいりました。今年度の主なたばこ対策としては、人が密集する市内13駅など 24 か所で、年間230回の巡回啓発を実施したほか、令和2年4月から受動喫煙防止に係る法令等の改正が完全実施となったことを受け、各地域社協や各地区市民運動推進協議会事務局と連携を図り、地域の住民の方々の協力を得て、市内全域に歩きたばこ・吸い殻のポイ捨て禁止の啓発プレート^成の掲示を進めてまいりました。

その結果、主要駅などの巡回啓発に取り組んでいただいている啓発員や、啓発プレートの掲示にご協力いただきました地域住民の方々から、歩きたばこや吸い殻のポイ捨て等が減ったというお声をいただき、一定の果^成が出ているものと評価しております。

一方で、たばこに関するまちづくり提案箱への苦情も一定数寄せられており、更に取り組む必要があると認識しております。

(以上)

質疑要旨 令和3年度、本市のたばこ対策をどのように進めていくのか。また、たばこ対策にかける意気込みも含めて、意見を聞かせてほしい。

答弁要旨

本市のたばこ対策については、歩きたばこや吸い殻のポイ捨て、受動喫煙の防止など、様々な課題がありますが、行政の取組^{だけ}では限界もあり、これまでに引き続き、地域の方々の声に耳を傾け、話し合いを重ねるなかで、地域と一体となって、そうした課題を一つずつ解決して
いまたいこ考えこあります。

令和3年度は、とりわけ受動喫煙防止対策を進めるなかで、駅周辺の路上喫煙禁止区域の拡充や通学路等の歩きたばこの禁止を徹底してまいります。

以上

質疑要旨 愛護センターで引き取れない猫をボランティア団体が引き受けるというのは酷な話だと思いがどうか。

答弁要旨

本市におきましては、動物の引き取り相談があった場合、動物を手放すに至った経緯をお聞きした上で、引き取りの可否を決定するため、飼い主責任を果たしていないと判断できる飼い主には、適正飼養に向け、不妊手術や里親探し等を指導し、引き取りをお断りすることもあります。

多頭飼育問題が発生した時において、施設の収容能力を超える場合には、ボランティアの皆様にご協力いただいている事実がございますが、ボランティアの皆様の経済的負担を少しでも軽減できるよう、動物愛護管理推進協議会の決定のもと、基金から不妊去勢手術費や治療費等を支援しているところです が、ボランティアの皆様には心より感謝申し上げます。

令和3年度は、動物愛護センターの収容能力を現在の2倍である30匹に増やす施設改修を予定しており、改修後における職員の増員も検討しています。

(次ページへ続く)

今後とも、ボランティアの皆様の負担軽減について、意を用いるとともに、多頭飼育問題の解決に向け、行政や獣医師等の専門家、地域住民、動物愛護ボランティアの皆様など、多様な主体が連携した取組を進めてまいります。

以上

質疑要旨 温かみのある施設とは見学をするためだけの施設か。譲渡を進めるためには談話スペースが必要であると思うがどうか。

答弁要旨

来年度の動物愛護センターの改修は、動物が過ごしやすい環境を整備するとともに、市民の皆様に見学いただくことで、譲渡を推進し、殺処分数の減少に繋げていくことを主な目的としています。

ご提案の談話スペースは、譲渡推進を含め、市民の皆様から様々な相談を受ける上で、必要な施設機能であると考えておりますが、施設面積が限られているため、今回の改修では実現できなかったものであり、現在、代りの施設として保健所等の公共施設や貸館施設の活用を検討しているところです。

いずれにしても、動物愛護行政の推進において、ボランティアの皆様のご協力は必要不可欠であり、今後とも連携を密にしながら、様々な課題に対処していきたいと考えています。

以上

質疑要旨 尼崎市債権管理推進計画によって適正な債権管理ができているのか。計画の総括を含めて見解はどうか。

答弁要旨

尼崎市債権管理推進計画の特定債権10債権については、同計画策定前の平成29年度決算と令和元年度決算の比較において、現年度分で一部収入率が低下している債権はあるものの、滞納繰越分の収入率は全て向上しており、収入未済額全体については、約13億円減少しております。

これは、徴収体制の強化や滞納整理担当職員への研修などを実施することで、各債権所管課による滞納整理の取組効果があったものと考えております。加えて、キャッシュレス決済などの導入による収納環境の整備など、できるだけ早い段階で滞納整理を推進することにより、滞納繰越分の発生を抑制する取組が引き続き重要と考えております。

以上

質疑要旨 滞納繰越分の収納率アップの取組をしているのか。今後、どのような取組を行っていくのか。

答弁要旨

滞納繰越分のうち強制徴収公債権については、徴収体制の強化による滞納処分の推進、私債権については、民間企業や弁護士法人への委託などによる滞納整理の取組を行っております。

今後につきましては、先ほど、ご答弁させていただきましたように、現年度の早い段階で滞納整理を行うことで、滞納繰越分の圧縮に努めるとともに、強制徴収公債権については、滞納処分の更なる推進、私債権におきましては、市営住宅の退去後の滞納家賃について弁護士法人に委託した結果、一定の成果があったことを踏まえ、来年度以降、他の私債権につきまして弁護士法人への委託の拡大を検討してまいります。

以上

質疑要旨

「災害を自分事と捉える意識を根付かせる取組」をどのように捉え、令和3年度はどのように取組むのか。

また、「台風による倒木等に備え、樹木を適切に管理すること」について、令和3年度の具体的な取組は。

答弁要旨

災害を「わがこと」と捉えるためには、身のまわり・生活圏内における災害の危険性を知り、自分自身の状況を知ることが効果的であると認識しております。

このような意識を根付かせるには、ハザードマップや防災マップを用いて身近に潜む危険を理解したうえで、具体的で実効性のある避難・安否確認などの行動計画や、災害時のマイタイムラインを作成し、訓練によって確認・検証するなど、継続的に取り組む必要があると考えております。

こうしたことから、令和3年度も引き続き、自主防災会の活動支援などを通じて取り組んでまいります。

(次ページに続く)

また、近年における台風による倒木被害としては、平成 30 年 9 月の台風 21 号の際、多くの公園樹や街路樹が倒木する被害が発生しました。倒木した樹木の多くは、植栽してから数十年経過しており、巨木化が進んでいるとともに土壌の栄養状態も乏しく、^{こし}枯死や腐食、空洞化が進んでいる状態でありました。

このため、令和 2 年度から、市内すべての公園や街路を対象に危険木の調査を進めており、現時点では約 60%の調査を終え、公園樹 1,882 本、街路樹 440 本の危険木を確認しております。

調査の結果、^{こし}枯死しているなど倒木の可能性の高く緊急的に撤去が必要な樹木から順次撤去しており、令和 2 年度には、公園樹 124 本、街路樹 89 本を撤去し、令和 3 年度には、約 950 本程度の危険木撤去を進める予算を計上しております。

以 上

質疑要旨 大阪・関西万博はどのようなメリットやチャンスになると考えるか。また、連携できる取組はあるか。

答弁要旨

大阪・関西万博が開催されることにより、多くの観光客が関西を訪れることが予想されます。

真田議員にもお答えしましたように、会場に隣接する本市にとっては、開催時にはその観光客の周遊を促すなど本市の観光振興にとって、また、建設時には物流拠点としての役割を果たすなど大きなチャンスになりうるものと考えております。

昨年12月には「2025年日本国際博覧会基本計画」が策定され、今後は取組がより具体的に検討されること、兵庫県が、万博会場から本市や神戸空港、淡路島を結ぶ海上交通の実証実験を予定していることなどから、本市といたしましても、主催者である日本国際博覧会協会をはじめ、関西観光本部といった関係機関、兵庫県等と連携しつつ、実施可能な取組について引き続き検討してまいります。

以上

質疑要旨 本市が目指す「組織像」や「職員像」はどのようなものか。どのように育んでいくのか。

答弁要旨

市役所が市民の役に立つ場所であるためには、まず組織が、市民に信頼され、新たな課題に柔軟かつ迅速に対応でき、それを担う職員一人ひとりが組織目標を自覚し、互いに高めあえるものであることが重要と考えております。

また、求める職員のすがたにつきましては、本市の人材育成基本方針である「はたらきガイド」の中で、「市民とともに、柔軟な発想を持って考え、勇気を持って困難な課題に果敢に取り組むことのできる職員」と定めております。

その求める職員のすがたを目指すための「道しるべ」や「自らを振り返る指標」として、職員一人ひとりが自らの役割を自覚し、主体的に能力向上が図ることができるよう「果たすべき役割」を示すとともに、能力発揮につながる行動事例、コンピテンシーを示しているところでございます。

(次ページへ続く)

こうした「はたらきガイド」の理念を職員にしっかりと周知し浸透を図るとともに、日々のOJTやOff-JTに加えて、目標設定や評価のフィードバックといった人事評価のPDCAサイクルをしっかりとまわしていくことで職員の育成を図り、人を育むことで、よりよい組織づくりにもつなげてまいります。

以上

質疑要旨 ワンストップサービスを積極的に導入しない理由について、どのようなデメリットや課題・問題点があると考えているか。

答弁要旨

このたび策定いたしました「尼崎市行政手続等デジタル化推進計画」において、今後 ICT を活用することにより、行政手続のワンストップ化を目指すこととしています。ワンストップサービスの導入に当たりましては、多くの方が相談できる窓口を設置するためのスペースの確保のほか、申請書の様式の統一化、専門知識を有する職員の配置などが課題であると考えております。

今後とも市民サービスの更なる向上に向け、行政手続のオンライン化を進めていく中で、このような課題について、順次整理、調整してまいります。

以上

質疑要旨 ワンフロアに関連窓口を統合する方法や、市民は動くことなく職員がローテーションで入れ替わり対応する方法などを用いて、市民にとって利便性の高いワンストップサービスのようなサービスを展開する考えはあるか。

答弁要旨

これまでも、南北保健福祉センターの設置や、本庁北館2階の子ども関連、北館3階の福祉関連など、関連する窓口を統合してまいりました。

今後、ICT を活用した行政手続のワンストップ化に向け、調整していくこととしておりますが、先程ご答弁申し上げました課題や ICT 技術の進展、さらには先進他都市の状況等を踏まえ、より市民生活に寄り添い、本市の実情に即した行政サービスの提供手法について検討してまいります。

以上

質疑要旨 「市民サービスの向上や業務の効率化に向けて、手続の ICT 化」とは、市民からするとどのようなことができるようになるのか。また、業務フローが最適化されなければ業務負担の増に繋がるが、そうならないような取組を進めるのか。そして、その結果、市役所にはどのような効果やメリットが生まれるのか。

答弁要旨

市民サービスにおきましては、押印の廃止等を踏まえ、行政手続のオンライン化を推進することにより、来庁することなく各種手続が可能となるほか、来庁が必要な場合も待ち時間が短縮される等、市民の負担軽減及び感染症予防等といった市民サービスのより一層の向上が図られるものと考えております。

また、行政手続のオンライン化に当たりましては、申請情報がデジタル化されることに着目し、職員負担の増とならないよう、業務の適切な見直しを行っていくものでございます。

(次ページへ続く)

また、行政面における効果としましては、事務処理の自動化等、ICT を活用した業務の見直しを進めることにより、職員の負担軽減や正確性の向上が図られるとともに、これらの改善や見直しにより創出した職員余力を、例えば対面でしか対応できない事業の充実に充てるなどの効果が見込まれます。

以 上

質疑要旨 マイナンバーカードの普及率が未だに低い状況であるが、原因をどう分析しているか。また、普及を大きく促進させる取組を具体的に考えているか。

答弁要旨

本市の令和3年1月末現在のマイナンバーカードの普及率は27.4%で、全国平均を約2.3ポイント上回っている状況ではありますが、国が目指す「令和4年度末にほぼ全国民に行き渡ることを目標」とした計画からは大幅に下回っている状況であり、その原因といたしましては、個人情報保護に係る安全性への理解やカード取得による利便性が不足しているものと分析しております。

現在、国がQRコード付きの交付申請書を送付し、大幅な申請増を促進しているところであり、本市としては今後とも無料の写真撮影サービスや交付専用特設窓口の土曜開庁を継続するなど、国の取組と連携しマイナンバーカードの取得促進に努めてまいりたいと考えております。

以上

質疑要旨 地域担当職員の配置をどのように評価しているのか。

答弁要旨

地域担当職員は、小学校区という比較的狭いエリアを担当していることから、地域の事業や会合の場にきめ細やかに参加して、地域の皆様との関係づくりを進めてきました。そのなかで、地域の現状把握や情報共有が一定進んでいるものと認識しています。

今年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、地域活動の場に出向く機会は減ったものの、コロナ禍における地域の活動状況の聞き取りなどを行うとともに、こうした中で得た、地域が抱える身近な課題などの情報や気づきなどから、様々な取組を行っております。

例えば、ある小学校区では、区域内の様々な団体への聞き取りに基づき、団体間のネットワークを構築していけるよう、校区内の活動者が集う場の設置に向けた調整を行っております。

(次ページに続く)

また、別の小学校区では、地域担当職員がスクールソーシャルワーカーや地域の方々との連携により知り得た、「学校給食が唯一の食事」という子ども達の食の確保のために、子ども食堂等と連携することや、不登校児童の居場所づくりを行うなど、地域ぐるみで子どもを支援する体制づくりを行っています。

このように、各地域課内で企画立案を行い、学びと交流の場づくりや地域活動の情報発信を行うほか、多様な主体の皆様と連携しながら課題解決などの取組に努めているところです。

地域担当職員の育成、地域振興センターの機能向上については、一朝一夕には成果がでない部分もありますが、地域担当職員が地域の皆様との関係づくりをより一層進め、地域の皆様とともに考え、行動する職員として役割を果たせるよう、引き続き、取組を進めてまいります。

以上

質疑要旨 私道の街灯助成制度などの創設に向けての
考えを聞かせてほしい。

答弁要旨

私道に設置されている町会灯につきましては、先ずは現状を把握する必要があることから、各団体が維持管理されている灯具の種類と基数、また支払っている電気料金などについて、昨年11月から市内すべての単位福祉協会に対して、町会灯に関するアンケートをお願いしているところであり、また、そうした情報をもとに現地調査を市で実施することとしております。

現在、アンケートの回収率は約68%であり、今後現地調査を実施し、設置状況等を把握する予定です。

それらを踏まえ、例えば、公道を補完するような私道に設置されている町会灯などについては、市が設置する目的にも準じますことから、助成や補助した場合の財源規模や捻出方法、また LED 化といったことについて、他都市の事例も参考にしながら検討することとしております。

以上

質疑要旨 コロナ禍において、市が届けたい情報が市民に十分届いていると認識しているか。また、市民の間の情報格差についてどのように認識しているか。

市民への情報提供のあり方の改善の必要性、そしてそれに対してどのように取り組んでいくのか。

答弁要旨

市民の皆様への情報提供につきましては、必要な情報を迅速かつ正確にお伝えすることが基本であると考えています。

ご指摘の情報格差については、デジタルディバイドともいわれ、とりわけインターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる方と、そうでない方との間に格差が生じることについては、強く認識しています。

(次ページへ続く)

そうしたことから、このコロナ禍におきましては、日々情勢が大きく変化する中、その時々状況に応じて、即時的な情報につきましては、市ホームページや SNS で随時発信するとともに、インターネットを利用されない方々に向けては、市報あまがさきや FM あまがさきでの発信、広報車による巡回、公共施設やコミュニティ連絡板^{けいしゆつ}への掲出、主要駅でのチラシ配布、そして報道機関への情報提供などにより多層的な手段で発信し、市民の皆様へ情報をお届けしてまいりました。

また、市民の皆様への情報ニーズは多様で、市が届けたい情報を一方的に「伝える」だけでなく、市民の皆様が個別に知りたい情報を提供することも必要であり、その手段として、これまでも市コールセンターを開設してきたところですが、特にコロナ禍におきましては、「新型コロナウイルス総合サポートセンター」の設置に加え、各種専用ダイヤルや相談ダイヤルの開設などにも取り組んでまいりました。

(次ページへ続く)

引き続き、市民の皆様が発信すべき情報につきましては、インターネット環境の有無に関係なく、市民の皆様へ適切にお届けできるよう取り組んでいくとともに、様々な手段を効果的に活用し、今後とも市民ニーズに沿った分かりやすい情報提供に努めてまいります。

以上